

掛川市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和3年7月28日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月28日

掛川市長 久保田 崇

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	鵜ノ瀬一丁田 3号支線	下垂木字一丁田 1850-1	下垂木字一丁田 1850-21	6.0m～ 10.0m	40.3m